

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和6年5月16日

鹿児島県知事 塩田康一

## 小型まき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
蔵之元湾内小型まき網漁業（1そうまき網漁業）	出水郡長島町高串崎と出水郡長島町平瀬を結ぶ線以東の蔵之元湾内の区域	1月1日から12月31日まで	総トン数5トン未満	定めなし	1隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者
小型まき網漁業（1そうまき網漁業）	指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎を結ぶ線以北の鹿児島湾内	1月1日から12月31日まで	総トン数5トン未満	定めなし	2隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者
小型まき網漁業（2そうまき網漁業）	指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎を結ぶ線以北の鹿児島湾内	1月1日から12月31日まで	総トン数5トン未満	定めなし	4隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者

許可の有効期間 令和6年8月1日から令和9年7月31日まで

申請すべき期間 令和6年6月3日（月）から同年6月28日（金）まで